

公益社団法人福岡中部法人会 災害見舞金規定

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、福岡中部法人会の職員が就業中（出退勤途上を含む）において、急激、且つ偶然な外来の事故によって身体に傷害（以下災害という）を被った場合に支給する見舞金について定める。

(補償の範囲)

第2条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被った場合は、被災者本人またはその遺族に対して第二章に定める見舞金を支給する。

第二章 災害見舞金

(遺族補償金)

第3条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被り死亡した場合は、その遺族に対して次の金額を限度額として支給する。1,000万円

(傷害見舞金)

第4条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、A I U損害保険会社傷害保険普通保険約款に定める金額を支給する。

(入院見舞金)

第5条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被り、その療養のために入院した場合は、入院1日につき6,000円を支給する。ただし、180日を限度とする。

(手術見舞金)

第6条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被り、その治療のため手術を受けたときは、その程度に応じて手術見舞金を支給する。

なお、この支給額は、A I U損害保険会社傷害保険普通保険約款第7条第3項別表5に基づくものとする。

(通院見舞金)

第7条 福岡中部法人会の職員が就業中に災害を被り、その療養のために通院した場合は、通院1日につき3,000円を支給する。ただし、90日を限度とする。

(災害の認定)

第8条 災害であるか否かの認定は、保険会社の認定に基づく。

第9条 本規定は、A I U損害保険会社の傷害保険普通保険約款に準拠する。

付 則

第10条 この災害見舞金制度は、労災保険の補償とは連動しないものとする。

第11条 この制度は、平成8年11月26日より実施する。